

生活科学 センター だより

『必ず儲かる』
『うまい話に要注意!』

〔相談〕

インターネットの交流サイトで知り合った男性が『旅行が仕事になる』と書き込みをしていた。実際に旅行している写真を見て、どんな仕事なのか興味を湧いた。

相手に連絡をとると、今度セミナーがあるから聞きに来ないかと誘われ、参加することにした。

後日セミナーで、その仕事をするには15万円を支払って会員になる必要があるとわかった。旅行が会員価格で楽しめて、友人や知人を入会させると一人あたり3万円の報酬があると説明があった。「すぐに元はとれる、必ず儲かる」と言われ、断りにくい雰囲気もあって契約をした。半年が経つても一人も会員に誘うことができず、参加したい旅行企画もなかった。入会金の他に維持管理費を月々

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



1万円支払い続けているのでやめたい。

契約書には、90日以内の解約であれば返金されると書かれていたが、期間が過ぎたので返金されないのか。

(20歳代女性)

〔処理〕

相談者の契約は、連鎖販売取引にあたりと判断しました。連鎖販売取引では、「必ず儲かる」などと言って、確実に利益が出せると消費者が誤解するような勧誘をしてはいけないと定められています。

相談者には、契約した経緯と苦情や要望を文章にするよう助言し、業者に書面で通知してもらいました。

その後センターが交渉に入り、禁止されている勧誘行為について業者に指摘したところ、中途解約に応じて支払額の90%相当が相談者に返金されました。

〔アドバイス〕

連鎖販売取引とは、友人や知人を商品などの販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘すれば儲かると活動させて、組織を連鎖的に拡大する商法です。マルチ商法、ネットワークビジネスとも呼ばれています。

最近では、インターネットの交流サイトを通して高額な契約をしてしまったというトラブルの相談が、若者を中心に増えています。高額な契約金をサラ金などで借金をして支払うこともあり、儲からないと気づいた時には多額の負債が残ってしまうケースも少なくありません。

友人や知人を勧誘することで被害者が加害者になってしまふこともあり、人間関係にも大きく影響します。

連鎖販売取引には20日間のクーリング・オフ期間があります。期間内であれば無条件で解約することができます。お金も全額返金されます。

また、中途解約返品ルールがあります。いつでも退会できますが、入会后一年以内で商品などの引渡しから90日以内の未使用品については、返品して適正な返金を受けることができます。

『必ず儲かる』簡単に元が

とれる『絶対に収入になる』など、うまい話には要注意です。少しでも疑問を感じたら早めにセンターへ相談をしましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活
中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火、金曜日

9時～16時

神崎郡消費生活中核センターは、文化センターの敷地内にあります。

(月曜日は休館日)

食育通信

～福崎西中学校のとりくみ～

福崎西中学校では、PTAの協力のもと昨年10月16日(日)に食育に関わる講演会を開きました。

講師は「NPO法人生涯学習サポート兵庫」理事長 山崎清治さんで、演題は「あなたは鶏食べますか？」



～無人島生活に挑戦～」でした。電気もガスもない無人島。食べ物も自分たちで調達しなければならず、唯一与えられたのが1羽の鶏。島を出る前日、1週間ともに過ごした鶏を子どもたちが「食べるかどうか」を議論します。

講演を聞いていた保護者も生徒と共に考えました。「食べるか食べないかを考えるときに、動物や魚は生き物で命があることを改めて考えさせられました。」「命をいただいているので、感謝の気持ちを忘れずに食べたいと思います。」などの感想が聞かれました。食について考えるよい機会になりました。

国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険制度の健全な運営のため、平成29年度の国民健康保険税の税率等を改正します。



改正のポイント

平成30年度の県営化に向けた税体制への移行を目的に、段階的に資産割額の税率を引き下げます。

資産割額の引き下げに伴い、全体の税総額を変更せず、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について、全体的に税率を見直します。

低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大します。

【平成29年度国民健康保険税の税率等】

	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
A 所得割額	課税所得金額 × 税率	5.70%(5.53%)	2.60%(2.40%)	2.60%
B 資産割額	固定資産税額 × 税率	5.00%(10.00%)	2.80%(5.70%)	4.30%(8.60%)
C 均等割額	被保険者 1人につき	19,200円(18,600円)	9,000円(8,600円)	9,800円(9,400円)
D 平等割額	1世帯につき	14,000円(13,100円)	6,600円(6,400円)	5,100円(4,700円)
年間保険税	A + B + C + D ただし、賦課限度額まで	賦課限度額 540,000円	賦課限度額 190,000円	賦課限度額 160,000円

()内は改正前の税率等です。

介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の方のみに上乗せされます。

保険税の軽減制度

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、所得の申告をしていない方がいる世帯は軽減の対象になりません。

	所得基準
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 27万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下 (33万円 + 26.5万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下)
2割軽減	33万円 + 49万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下 (33万円 + 48万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下)

問い合わせ先 税務課 国民健康保険税担当(内線342)

下段の()内は昨年度の所得基準

国民年金のお知らせ

国民年金被保険者の種類は、職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が?	加入の届出は?	保険料の納付は?
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 ・無職 等	住民票のある市区町村役場へ届出	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	勤務先の事業主が届出	勤務先で納付(給料から天引き)
第3号被保険者	・第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先経由で届出	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)

こんなときは住民票がある市区町村役場で手続きを!

	こんなとき
20歳になった方	学生・自営業・無職などであるとき
現在第1号被保険者の方	住所や氏名が変わったとき
	保険料の免除申請をしたいとき
現在第2号被保険者の方	会社を退職したとき
現在第3号被保険者の方	増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなったとき
	配偶者が厚生年金保険や共済組合等に加入していた会社を退職したとき
	配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなったとき

必要書類は事前にご確認ください。

住民生活課(内線374)

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの福祉医療費受給者証（うぐいす色）の有効期限は6月30日です。平成29年度の所得判定後、該当になる方には、7月から有効の福祉医療費受給者証（サモンピंक）を6月下旬に郵送します。

ただし、母子家庭等の方、平成28年度に福祉医療費受給者証が交付されていない方で7月から新たに該当になる方には申請書類等を送付します。役場健康福祉課で手続きしてください。

旧福祉医療費受給者証は有効期限終了後、健康福祉課へ返却してください。返信用封筒を同封していただきますのでご利用ください。

加入保険や住所を変更された場合は、手続きが必要です。

問い合わせ先
健康福祉課 国保医療係
(内線355・356)

平成29年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度額
誕生日が昭和27年7月1日以降の方	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方（年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の方	外来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が昭和24年7月1日から昭和27年6月30日の方	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方（年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	外来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が昭和24年6月30日以前の方	区分	1割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方（年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方	外来 8,000円 入院等 24,600円

重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が 23万5千円未満

（自立支援医療制度の所得制限基準を準用）

母子家庭等医療費助成制度
（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等（扶養義務者）	0	1,920,000
	1	2,300,000
	2	2,680,000
	3	3,060,000
	4	3,440,000

（児童扶養手当の所得制限基準を準用）

乳幼児等医療費助成制度（0歳～小学3年生までの方）
こども医療費助成制度（小学4年生～中学3年生までの方）

所得制限はありません

お知らせ

公費医療自己負担額助成制度（高齢期移行者医療以外の福祉医療受給者の方）

自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾患医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは健康福祉課国保・医療係までお問い合わせください。



申請は
お済みですか

臨時福祉給付金（経済対策分）

申請の受付は8月末日までです。

平成29年度介護保険料

65歳の誕生日の前日の属する月から、各市町で決められた基準額をもとに所得段階別に保険料を決定し、6月中旬に「平成29年度介護保険料額決定通知書」を送付します。

基準額は平成27年度から平成29年度は62,800円(月額5,240円)で、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。

介護保険料を年金から納めていただいている方へ

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は決定した本年度の保険料からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めていただきます。

問い合わせ先

税務課 介護保険料担当(内線342)

【介護保険料】

所得段階	対象者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	28,200
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	40,800
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	47,100
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がある)で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の方	基準額×0.83	52,100
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がある)で、合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える方	基準額×1.00	62,800
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	75,400
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	78,600
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.45	91,100
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	94,300
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.70	106,800

第1・2・3・4・5段階の「合計所得金額」とは、年金以外の所得で構成する合計所得金額をいいます。

介護保険施設の居住費、食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイの各サービスを利用する方のうち、次の方については、居住費、食費について、負担の上限額(負担限度額)が設けられ、負担が軽減されます。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度があります

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1割が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請をし、認定を受ける必要があります。サービスを利用する前に、健康福祉課で申請手続きをしてください。認定された方には、後日、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようお願いいたします。

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係
(内線354・364)

1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額(日額)	
		部屋代	食費
第1段階 預貯金等が単身で1000万円未満で2000万円以下	・世帯の全員が住民税非課税の方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室	0円
		従来型個室	320円
		特養等 老健・療養等	490円
		ユニット型準個室	490円
		ユニット型個室	820円
第2段階 1000万円未満で2000万円以下	・世帯の全員が住民税非課税の方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円
		従来型個室	420円
		特養等 老健・療養等	490円
		ユニット型準個室	490円
		ユニット型個室	820円
第3段階 2000万円以下	・世帯の全員が住民税非課税の方で上記第2段階以外の方	多床室	370円
		従来型個室	820円
		特養等 老健・療養等	1,310円
		ユニット型準個室	1,310円
		ユニット型個室	1,310円
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし	

世帯を分離している配偶者も世帯員とみなして判定します。非課税年金収入額とは遺族年金と障害年金をいいます。

(必要な提出書類等) 本人及び配偶者の預貯金通帳・有価証券・借用証書などの写し

有価証券：株式・国債・地方債・社債・投資信託など
通帳の場合、口座番号のページと、2か月以内に記帳した残高の分かるページの写し

住宅のバリアフリー改造を支援します

人生80年いきいき住宅助成事業の概要

< 住宅改造・一般型 >

対象者	次の、のいずれかに該当する世帯 高齢者(60歳以上)のいる世帯 あんしん賃貸住宅の登録を受けている既存 民間賃貸住宅のうち、高齢者世帯または障 害者世帯を受け入れることとしている住宅 の所有者
対象事業	高齢者等に配慮した既存住宅のバリアフリー 改造及び簡易耐震診断
助成要件	次のA、Bの実施が必要です。 A 2カ所以上の手すり取り付けまたは屋内の 段差解消(個所ごとに限度額があります。) B 耐震診断(昭和56年6月以降に建築された住 宅等は耐震診断不要です。)
助成額	助成対象工事費の1/3及び簡易耐震診断費の 一部(助成対象限度額は100万円/世帯。ただし、 の対象者は100万円/戸。) 助成対象となる簡易耐震診断費は、兵庫県の 簡易耐震診断推進事業を利用した場合の 自己負担額

< 住宅改造・特別型 >

対象者	次の、のいずれかに該当する世帯 介護保険制度の要介護または要支援認定を 受けた被保険者のいる世帯 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた 者のいる世帯
対象事業	身体状況に応じた既存住宅のバリアフリー改 造及び簡易耐震診断
助成要件	次のA、Bが必要です。 A 住まいの改良相談員の承認(個所ごとに限度 額があります。) B 耐震診断の実施(昭和56年6月以降に建築さ れた住宅等は耐震診断不要です。)
助成額	助成対象工事費の1/3以上及び簡易耐震診断 費の一部(所得により異なります。) (助成対象限度額は介護保険制度などの住宅改 修費とあわせて100万円/世帯) 助成対象となる簡易耐震診断費は、兵庫県の 簡易耐震診断推進事業を利用した場合の 自己負担額

- < ご注意ください > 住宅改造・一般型、特別型について、以下の世帯は対象外となります。
- ・生計中心者が給与収入のみの者で給与収入金額が800万円を超える世帯
 - ・生計中心者が給与収入のみ以外の者で所得金額が600万円を超える世帯

< 助成の対象となる工事 >

浴室・洗面所	浴室出入り口の段差解消 手すりの取り付けなど
廊下・階段	手すりの取り付け 階段の滑り止めの取り付けなど
玄関	手すりの取り付け 滑りにくい材料への取り換えなど
便所	手すりの取り付け 和便器から洋便器への取り換えなど
台所	レバー式水栓への取り換え 流し台の改造など
居室	畳からフローリングへの床の張り替え 出入り口の段差解消など

増改築を伴う場合

高齢者・障害者等のために行うバリアフリー工
事で、増改築工事を伴う場合、住宅改造・一般型、
特別型の助成と併せて、増改築工事にかかる経費
について、対象限度額150万円とし、その1/3を
追加して助成します。

ただし、住宅改造・一般型では、浴室・洗面所、
便所、高齢者のための寝室およびそれらを結ぶ経
路について、手すり取り付けまたは屋内の段差解
消が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 健康福祉課(内線354)

第67回「社会を明るくする運動」 神崎郡住民大会 開催

日時 7月5日(水) 午後1時30分～
場所 神河町 グリンデルホール
内容 講演会

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪
や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について
理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ
犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的
な運動です。7月が強化月間です。

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)